

岐阜県総合防除計画（案）の概要

農政部農産園芸課

1. 策定の趣旨と位置づけ

- ・ 近年温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加に伴う、有害動植物の侵入まん延リスクの高まりや化学農薬使用低減等による環境負荷低減が国際的な課題となっていることに加え、国内では薬剤抵抗性が発達した有害動植物が発生するなど、発生予防を含めた防除の普及が急務。
- ・ 植物防疫法の改正（R4.5公布、R5.4.1施行）に伴い、令和4年11月に農林水産大臣が「指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」を定めた。
- ・ また、法第22条の3第1項に基づき、都道府県知事は、地域の実情に応じて指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画（以下、「総合防除計画」という。）を定めるものとされた。

2. 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

3. 計画の主な内容

1 総合防除の実施に対する基本的な事項

○計画の位置づけ、計画期間

上記のとおり。

○県における総合防除の基本方針

県では、これまでに「病虫害・雑草防除指導指針」において、総合防除の取組みを推進してきた。引き続き、環境負荷低減技術の確立と普及、「ぎふ清流GAP評価制度」をはじめとするGAPへの取組み等を通じて、総合防除による病虫害対策を推進する。

2 指定有害動植物の種類ごとの具体的な総合防除について

(1) 記載する指定有害動植物について

国の定める指定有害動植物157種のうち、94種を選定。

【選定の考え方とその内訳】

- ・ 岐阜県における発生予察事業の対象となる病虫害 : 88種
- ・ 発生予察の対象ではないが防除指導が必要な病虫害 : 6種

(2) 総合防除の概要

(ア) 総合防除の概要

指定有害動植物の総合防除は、病虫害の発生予防、防除の要否及び時期の判断、介入の各段階において経済性を考慮した適切な手法を選択し実施されるものとする。

(イ) 総合防除の各種防除方法

①発生消長の把握

②耕種的防除：有機物の施用、抵抗性品種・台木の利用等

③物理的防除：土壌還元消毒、防虫ネット、黄色ランプの利用等

④生物的防除：生物農薬や合成性フェロモン剤の施用等

(ウ) 指定有害動植物の種類ごとの防除手法（各論）

(3) 発生予察事業の活用を推進

3 異常発生時の防除を指示した場合における措置の内容及び実施体制

(1) 異常発生時防除に係る区域や期間の設定

- ・国から異常発生時防除の指示を受けた場合は、県、関係機関による対策会議を開催する
- ・県は、防除の該当区域、期間、方法等を決定し、速やかに告示する

(2) 異常発生時の防除内容

<主な防除手法>

- ・早期収穫
- ・被害株や作物残渣の除去、すき込み
- ・農機具や長靴等の洗浄
- ・化学農薬による使用 等

(3) 異常発生時の防除実施体制

- (ア) 県（農業経営課、農産園芸課、農業技術センター、中山間農業研究所、病虫害防除所、農林事務所）
- (イ) 市町村
- (ウ) JA、県農薬販売協等
- (エ) 農業者

4 効率的な防除指導の実施体制及び市町村、関係団体、農業者との連携

- ・実施体制及び県、関係団体ごとの役割について

(1) 実施体制

指定有害動植物に対し、効率的・効果的、かつ、環境への負荷を最小限とする防除を実施するため、県及び関係機関、指導農業士等が相互に連携

し、農業者等への指導を実施。

(2) 県、関係機関ごとの役割

(ア) 県（農業経営課、農産園芸課、農業技術センター、中山間農業研究所、病虫害防除所、農林事務所）

- ・総合防除計画の策定
- ・農業者団体等と連携して、地域の農業者に防除対策について指導
- ・発生予察事業の実施
- ・病虫害の防除方法の開発に係る試験研究 等

(イ) 市町村

- ・農業者へ発生予察情報等の情報提供

(ウ) JA、県農薬販売協等

- ・農業者へ県等と連携して防除方法を指導

(エ) 病虫害防除員

- ・担当市町村の病虫害の発生状況を調査し、病虫害防除所に報告

5 その他

- (1) 農薬の安全・適正使用について
- (2) 総合防除関連技術について
- (3) 病虫害の発生消長について
- (4) 雑草防除及び除草剤の適正使用について
- (5) 用語解説
- (6) 関係法令、通知等